

議案第28号

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

和光市議会会議規則の一部を改正する規則

和光市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。 2・3(略) (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては <u>1人以上の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2(略) (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては <u>1人以上の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (定足数に関する措置) 第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員（和光市議会委員会条例（昭和46年条例第28号）第15条の2第2項に規定する出席委員を含む。以下同じ。）が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2・3(略) (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議への出席（和光市議会委員会条例第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席する場合を含む。第142条第1項において同じ。）を求めて説明又は意見を聴くことができる。	(会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2・3(略) (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては <u>2人以上の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2(略) (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては <u>2人以上の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (定足数に関する措置) 第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2・3(略) (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、 <u>その出席</u> を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 (略)
(委員長の発言)

第118条 (略)

2 委員長がオンライン会議システムにより会議に出席するときにおける前項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「その旨を宣告してから」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を再開する旨を宣告しなければならない」と、「委員長席に復すことができない」とあるのは「委員長として議事進行を再開することができない」とする。

(不在委員)

第129条 表決の際、会議室にいない委員（オンライン会議システムにより会議に出席している委員を除く。）は、表決に加わることができない。

(起立による表決)

第131条 (略)

2 (略)

3 オンライン会議システムを活用した会議における前2項の規定の適用については、第1項中「起立させ」とあるのは「挙手させ」と、前2項中「起立者」とあるのは「挙手者」と、第2項中「記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない」とあるのは「挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する」とする。

(投票による表決)

第132条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票による表決を行わない。

(簡易表決)

第137条 (略)

2 オンライン会議システムを活用した会議における前項の規定の適用については、同項中「起立」とあるのは「挙手」とする。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員に対し、会議への出席及び説明を求めることができる。

2 (略)

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者又はオンライン会議システムにより会議に出席する者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(協議又は調整を行うための場)

第166条 (略)

2・3 (略)

4 議会は、大規模な災害の発生、重大な感染症の蔓延その他やむを得ない理由により協議等の場を設ける場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、オンライン会議システムを活用

2 (略)
(委員長の発言)

第118条 (略)

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(起立による表決)

第131条 (略)

2 (略)

(投票による表決)

第132条 (略)

2 (略)

(簡易表決)

第137条 (略)

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 (略)

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(協議又は調整を行うための場)

第166条 (略)

2・3 (略)

した協議等の場を設けることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議等の場の運営
その他必要な事項は、議長が別に定める。

4 前3項に定めるもののほか、協議等の場の運営
その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年3月17日提出

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 和光市議会議員

守保 友博

賛成者 和光市議会議員

待鳥 美光

室澤 啓二

赤松祐造

馬飼 雅司

川嶋 智子

松永 靖惠

萩原 圭一

提 案 理 由

特例による委員会の会議の運営方法を定めるとともに、所要の規定の整備をする必要があるので、地方自治法第120条及び和光市議会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。

